

令和7年8月9日からの水害に伴う廃棄物の処理手数料について

8月9日からの大雨による水害に係る「災害ごみに関する証明書」または「り災証明書」(以下「災害ごみに関する証明書等」という。)をお持ちの方が、災害により発生した「一般廃棄物」を市の処理施設に直接搬入し処分する場合、処理手数料(520円/100kgまでごと)を減免いたします。

この減免手続きは、災害廃棄物の迅速な処理を目的とした8月29日までの限定的な手続きとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 減免要件

(1) 水害に係る「災害ごみに関する証明書等」の発行

- ・ 防災危機管理課 Tel083-231-9333
- ・ 4 総合支所地域政策課
- ・ 12 支所(旧下関市管内)は「災害ごみに関する証明書」のみ

【参考】・「災害ごみに関する証明書」(当日発行)

・「り災証明書」(発行までに概ね1週間程度)

(2) 対象廃棄物

この度の水害で発生した住居のごみであること。(下記、4. 受入基準参照)

※事業所から出たごみは対象外

(3) 対象期間

令和7年8月29日(金)まで

2. 搬入方法

上記の「災害ごみに関する証明書等」を市の処理施設にご持参のうえ、各施設の指示に従ってください。分別にご協力をお願いします。

3. 搬入先

受付時間：月曜日～金曜日(※祝日も搬入可) 8：15～16：00

奥山工場(可燃ごみ) Tel083-257-5311 大字井田字桑木 10378 番地

吉母管理場(不燃・有害ごみ) Tel083-286-2803 大字吉母字舟頭 10332 番地 1

クリーンセンター響(可燃・不燃・有害ごみ ※**豊浦・豊北地区の方のみ**)

Tel083-776-0321 豊浦町大字宇賀 13528-12

4. 受入基準

廃棄物の搬入分別について（現場の職員の指示に従ってください）

今回分別	種類	品目例	通常の分別
可燃ごみ	木製家具類	木製の食器棚、テーブルなど	粗大 (可燃)
	畳・布団・毛布など		
	その他可燃ごみ	燃やせるごみ（赤色の袋で出すごみ） プラスチック製容器包装(青色の袋で出すごみ) ペットボトル（桃色の袋で出すごみ）	赤 青 ピンク
不燃ごみ	家電類		不燃 ごみ
	ガラス・陶器類	板ガラス・茶碗・ガラスコップなど	
	金属類	家電類でない金属製の製品	
	その他不燃ごみ類	硬質プラスチック製品など	
	びん・缶類	(黄色の袋で出すごみ)	黄
有害ごみ	水銀使用有害ごみ	蛍光灯など(水銀を含むもの)	有害 ごみ
	その他有害ごみ	乾電池、バッテリー(バッテリー付きの家電含む)など	

※上記のごみを出されるとき、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

搬入の対象とならないごみ

特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）

車、バイク、エンジン付き農機具、タイヤ

土砂、石

5. 問合せ先

環境部環境施設課

〒751-0847 下関市古屋町一丁目 1 8 - 1

TEL : 083-252-1943 fax : 083-252-1956